

平成 26 年 1 月 17 日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 蒲原基道 様

公益社団法人全国精神保健福祉会
理事長 川崎洋子

精神障害者相談員制度の創設についてのお願い

日頃、精神障害者と家族への支援に深い理解と配慮を賜り、ありがたく御礼申し上げます。

現在、身体障害者相談員、知的障害者相談員は、それぞれ、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に規定されていますが、精神障害者や家族が相談にのる制度はありません。精神保健福祉法上に相談員制度が設けられていますが、他障害のような仲間という立場での相談員とは違い、行政職が担う相談員の制度です。

これまで、精神障害者家族会は長きにわたり相談活動を行ってきました。当会では家族相談員の養成が必要であると考え、テキストをつくり、全国各地で相談員養成の研修会を開催してきました。同じ体験をした家族・当事者が相談することで、孤立していた人は安心して自分の胸の内を話すことができ、相談をきっかけに仲間の会への参加につながる人もいます。全国の家族会では、家族相談員が困っている家族・当事者の相談を受け、成果を上げています。

現状の障害者の相談機関で精神障害にかかわる相談が増えています。精神障害者や家族のニーズは極めて多いにもかかわらず、相談の受け手が少なく困っています。精神障害について同じ体験をした仲間の立場で相談ができる相談員が是非とも必要です。

平成 24 年 6 月に成立した障害者総合支援法の附帯決議のなかでも、「精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと」が課題となっています。

是非、制度の創設にご理解いただきご支援を賜りますようお願いいたします。